

燃料破損時に原子炉建家から放出する放射性物質の低減のための判断について

令和 2 年 10 月 27 日  
日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

【R2.9.28 審査会合コメント】

BDBA 時に、非常用排気設備を停止し、原子炉建家への閉じ込める場合の判断について、事象進展の想定とその対処方針を説明すること。

燃料破損が発生した場合は、非常用排気設備に切り替え、原子炉建家内の空気はヨウ素等の FP を除去し、大気に拡散放出する設計としている。BDBA に事象が進展した場合も、燃料破損の進展や程度にかかわらず、非常用排気設備が使用できる限りは、非常用排気設備により建家内を負圧にし換気を行う。

しかしながら、非常用排気設備が起動しない場合、非常用排気設備は起動したが空気浄化装置のフィルタを介さないで放出してしまう場合、あるいは建家の損傷により非常用排気設備による負圧維持ができず損傷個所から環境に放出するような場合は、非常用排気設備のフィルタが有効に働いていないため、非常用排気設備を停止し FP 等を原子炉建家内に閉じ込めることとする。その際、目張り等を行い、環境への放出を極力抑えることとする。このため、非常用排気設備が使用できないことをもって、大規模損壊の場合として対策にあたることになる。

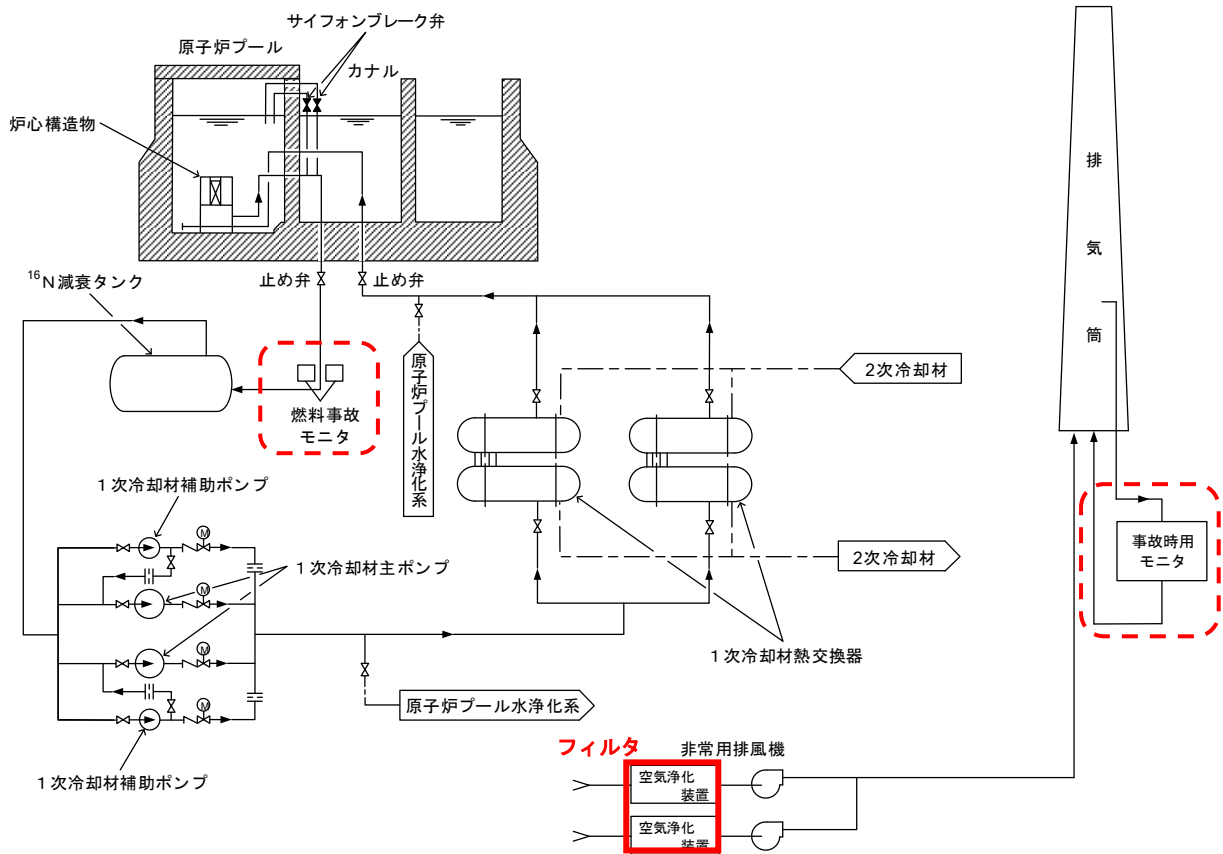
<フィルタが有効かどうかの判断>

燃料事故モニタにより燃料破損の程度は把握できる。流路閉塞事故が設計基準事故の程度（燃料板 2 枚の破損）であれば通常運転時におけるバックグラウンドの 50 倍の値であることから、燃料事故モニタの値を用いて燃料破損の程度を把握することが可能である。

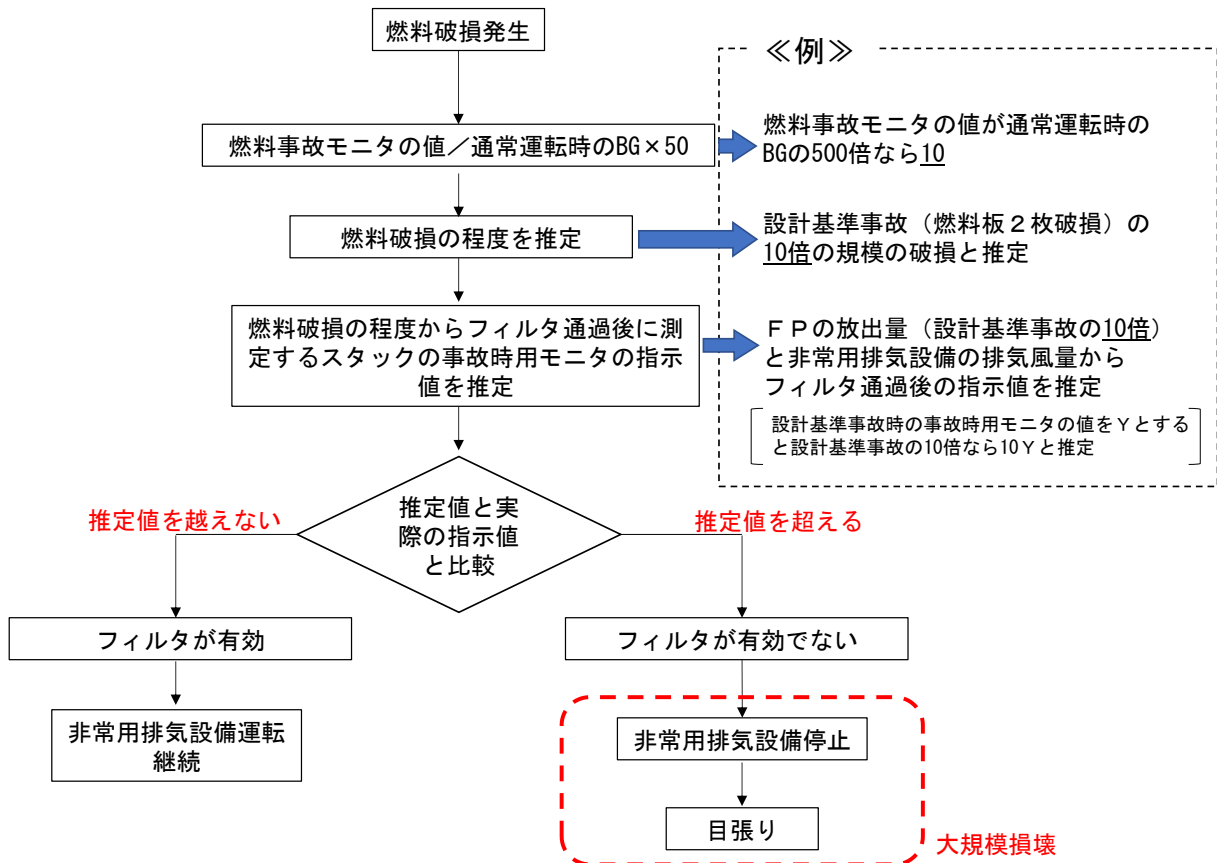
したがって、スタックの常設の監視計器である事故時用モニタの値が、燃料破損の程度から推定した値（FP の放出量と非常用排気設備の風量から算出）程度であれば、フィルタが有効に働いていると判断でき、推定した値を超える値であれば、フィルタが有効に働いていないと判断できる。仮にスタックの監視ができないような状況であればモニタリングポストの値で周辺への放出の状況を確認することになる。

なお、スタックのヨウ素濃度については、フィルタの除去効率が 99.9%以上であることからフィルタによる除染ができていなければ除染できているときの 1000 倍以上になる。

以下に、燃料破損発生時の対応フローを示す。



検出器位置概略図



燃料破損発生時の対応フロー

以上のことを踏まえ、以下のとおり補正する。

別表第 29 多量の放射性物質等を放出する事故に関する措置（第 5 条の 2 第 1 項関係）（抜粋）  
（変更前）

発生事象	判断基準	措置
燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が自動で作動しないとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉建家の換気系を停止する。</li> <li>②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所（出入り口、非常口等）に目張りを講じる。</li> </ul>

（変更後）

発生事象	判断基準	措置
燃料破損が発生し、かつ、非常用排気設備が機能喪失した場合	<p><u>下記のいずれかのとき</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料事故モニタ高高が発報した後、非常用排気設備が作動しないとき。</li> <li><u>次の監視計器の指示値から非常用排気設備のフィルタが有効に働いていないことを確認したとき。</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>①燃料事故モニタ</li> <li>②事故時用モニタ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①原子炉建家の換気系（<u>通常用及び非常用の双方</u>）を停止する。</li> <li>②原子炉建家の気密を維持できない場合は、原子炉建家の必要箇所（出入り口、非常口等）に目張りを講じる。</li> </ul>